

意見公募要領

1 意見公募対象

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書(案)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第6号)により整備された周波数の経済的価値を踏まえた割当手続の運用に当たり、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算出できるよう、周波数の経済的価値の標準的試算を示すことを目的として「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」を開催しています。

今般、同研究会における検討結果を踏まえ、「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書(案)」が取りまとめられましたので、意見を募集します。

3 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別添様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。また、報告書(案)の該当箇所を必ず明記してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、下記「(2)電子メールを利用する場合」によりご提出ください。

(2) 電子メールを利用する場合

送付先電子メールアドレス: freq_economic_value_atmark_ml.soumu.go.jp

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会事務局 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際にはおそれ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 持参又は郵送する場合

送付先住所: 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館

総務省

総合通信基盤局電波部電波政策課・移動通信課

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会事務局 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAXを利用する場合

送付先FAX番号: 03-5253-5940・03-5253-5946

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会事務局 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期限

令和2年7月 29 日(水)(厳守)(郵送の場合は同日必着)

6 留意事項

- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会事務局(総務省総合通信基盤局電波部電波政策課及び移動通信課)にて配布又は閲覧に供します。

- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会事務局
（総務省総合通信基盤局電波部電波政策課及び移動通信課）

電波政策課

（担当：藪下課長補佐、江原主査）

電話：03-5253-5909（直通）

FAX：03-5253-5940

移動通信課

（担当：宇仁課長補佐、杉本係長）

電話：03-5253-5893（直通）

FAX：03-5253-5946

E-mail: freq_economic_value_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。